

件名	愛媛県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号） 地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）
<p>【改正の概要】</p> <p>1 改正理由</p> <p>地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号）の一部が改正されたことに伴い、年金たる補償等と他の法令による給付との調整に関し所要の整備を行うため。</p> <p>2 改正概要</p> <p>条例附則第5条においては、年金たる補償（傷病補償年金、障害補償年金、遺族補償年金）及び休業補償について、当該補償の受給権者が同一の事由により、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）等他の法令による年金等の給付を受けている場合には、併給調整を行うこととされている。</p> <p>施行令の一部改正に準じ、傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率及び休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率を改正する。</p>	
施行日	公布の日（平成28年4月1日適用）
<p>【その他参考事項】</p> <p>地方公務員災害補償法（昭和42年8月1日号外法律第121号）</p> <p>第六十九条 地方公共団体は、条例で、職員以外の地方公務員（特定地方独立行政法人の役員を除く。）のうち法律（労働基準法を除く。）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償の制度が定められていないものに対する補償の制度を定めなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 第一項の条例で定める補償の制度及び前項の地方独立行政法人が定める補償の制度は、この法律及び労働者災害補償保険法で定める補償の制度と均衡を失したものであつてはならない。</p>	